

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2018年（平成30年）5月30日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス福山春日店

所在地 福山市春日町六丁目11番 外6筆

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ダイレックス福山春日店

(変更後) ダイレックス福山春日店

3 変更の年月日

2017年（平成29年）12月13日

4 変更する理由

店舗名称確定のため

5 届出年月日

2018年（平成30年）5月9日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2018年（平成30年）5月30日から同年10月1日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2018年（平成30年）10月1日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課